

○ 西いぶり広域連合拾得物取扱要領

〔平成20年3月24日
訓令第1号〕

(趣旨)

第1条 この訓令は、西いぶり広域連合の管理に属する施設及びその敷地（以下「施設等」という。）における拾得物の取扱いに関し、遺失物法（平成18年法律第73号）その他法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(職員の処理)

第2条 職員（委託等により施設等において管理に係る職務に従事する者を含む。以下この条において同じ。）は、施設等において遺失物を拾得したとき、又は職員以外の拾得者（以下「拾得者」という。）から遺失物の引渡しを受けたときは、直ちに施設等の管理部署の所属長（所属長の勤務場所が当該施設等以外の場合は当該施設等の責任者。以下「施設管理責任者」という。）に、拾得者及び物件を引き継がなければならない。ただし、拾得者の都合により施設管理責任者に拾得者を引き継ぐことができないときは、遺失物の引渡しを受けた職員が拾得者の住所、氏名及び連絡先を聞き取り、その内容を施設管理責任者に引き継ぐものとする。

2 職員は、拾得者から遺失物の引渡しを受けた場合であって、拾得者から遺失物に対する権利を放棄する旨の口頭による申し出があったとき、又は遺失物の価値が極めて少ないと判断されるとき、若しくは拾得者が氏名等の聞取りに応じない等の理由により拾得者が遺失物に対する権利を放棄したものとみなすことができると判断されるときは、自らが当該遺失物を拾得したものとみなして処理することができる。

3 職員が遺失物を拾得したとき（前項の規定により自ら拾得したとみなす場合を含む。）は、拾得者としての拾得物件に関する一切の権利は存在しない。

(施設管理責任者の処理)

第3条 施設管理責任者は、前条第1項の規定により引継ぎを受けたときは、拾得物件処理簿（様式第1号）に必要な事項を記入するとともに、前条第1項ただし書の場合を除き、拾得者が権利放棄の申告及び氏名等告知の同意を行う場合は、所定欄に署名を受けるものとする。

2 施設管理責任者は、拾得者に拾得物件預り書（様式第2号）を交付するものとする。ただし、拾得者が拾得物件に関する一切の権利を放棄したとき（その交付を求めるときを除く。）、又はその交付を希望しないときは、この限りでない。

3 施設管理責任者は、拾得物件を遺失者に返還し、又は室蘭警察署長に提出するまでの間、き損又は紛失しないように整理し、現金及び貴重品は金庫に格納する等適切な方法により保管しなければならない。

(拾得物件の内容の掲示等)

第4条 施設管理責任者は、引き継いだ拾得物件の遺失者が判明しないとき、又はその所在が判明しないときは、当該取得物件の内容について、施設内の見やすい場所に、落とし物のお知らせ(様式第3号)を掲示し、拾得物件の周知をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、施設内に掲示場所がない場合、又は全ての拾得物件についての掲示場所が確保できない場合は、拾得物件一覧簿(様式第4号)を当該施設に備え付け、自由に閲覧できるようにすることで、前項の掲示を行わないことができる。

3 第1項の規定による掲示又は第2項の規定による備付けは、遺失者が判明するまでの間又は第6条の規定により当該拾得物件を室蘭警察署長に提出するまでの間、行うものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、第6条第2項の規定により速やかに室蘭警察署長に提出する拾得物件については、第1項の規定による掲示又は第2項の規定による備付けは、行わないものとする。

(返還等)

第5条 施設管理責任者は、引き継いだ拾得物件の遺失者が判明したときは、その者が当該物件の遺失者であることを確認し、かつ、受領書(様式第5号)と引換えにこれを返還するものとする。

2 前項の規定による遺失者であることの確認は、次に掲げる方法その他適当な方法により行うものとする。

(1) 返還を求める者からその氏名等を証するに足りる書面の提示を受けること。

(2) 返還を求める者から当該物件の種類及び特徴並びに遺失の日時及び場所を聴取し、当該物件に係る拾得物件処理簿に記載された内容と照合すること。

3 第1項の規定により拾得物件を遺失者に返還する場合において、当該物件に拾得者(氏名等の告知に同意している者に限る。以下この条において同じ。)があるときは、遺失者に対し、第1項の受領書に遺失者の氏名又は名称及び住所又は所在地を拾得者に通知することに同意を求めるものとする。この場合において、同意が得られない場合は、室蘭警察署の遺失物担当に返還についての指導を受け、当該拾得物件を遺失者に返還できないときは、当該拾得物件を室蘭警察署長に提出するものとする。

4 施設管理責任者は、拾得物件を返還する遺失者に対し、拾得者の氏名及び住所を告知するものとする。

5 施設管理責任者は、拾得物件を遺失者に返還したときは、拾得者に対し、拾得物件を返還した旨及び遺失者の氏名又は名称及び住所又は所在地を告知するものとする。

(室蘭警察署長への提出)

第6条 施設管理責任者は、拾得物件の遺失者が判明しないとき、又は前条第3項後

段の規定が適用される場合は、拾得の日から1週間以内に、当該拾得物件に拾得物件提出書（様式第6号）を添えて室蘭警察署長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、拾得物件が、法令の規定により所持が禁止されている物及び犯罪の犯人が占有していたと認められる物並びに現金のみである場合及び概ね10万円以上の価値があると認められる物である場合は、速やかに室蘭警察署長に提出しなければならない。

3 施設管理責任者は、前2項の規定により拾得物件を室蘭警察署長に提出した場合は、室蘭警察署長から拾得物件預り書の交付を受け、その預り書を保管するものとする。

（拾得物件の引取り等）

第7条 施設管理責任者は、室蘭警察署長に提出した拾得物件について、その所有権を取得したときは、速やかに引き取るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、警察から請求される保管費用等（遺失物法第27条の規定による引取り者の費用の負担をいう。）の請求があり当該請求の金額が拾得物件の価格を超えるとき、又は拾得物件が不要な物であって売却することができないと判断されるときは、引き取らないものとする。

（指定管理者の管理する施設）

第8条 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）が管理する公の施設における拾得物の取扱いについては、この訓令の規定は、適用しない。ただし、指定管理者がこの訓令に準拠して、この訓令による取扱いを行うことを妨げるものではない。

（委任）

第9条 この訓令に定めのない事項は、別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

拾得物件処理簿

物件 拾得施設名												施設処理番号 (年度連番)					
取扱職員		所属 氏名															
受理日時		年 月 日 午前・後 時 分 (拾得時から24時間以内に施設が受理しない場合は拾得者の権利は失効する。)															
拾 得		日時 年 月 日 午前・後 時 分 ころ															
		場所 (拾得の具体的な場所)															
拾得者 又は拾得した職員 (職員は氏名のみ)		住所															
		ふりがな						連絡先 (電話番号等)									
物 件	現金	総 額 (円)						紙 幣 (枚)				硬 貨 (枚)					現金のみ
		億	千	百	万	千	百	十	円	1万	5千	2千	1千	500	100	50	
	物 品	物 品 種 類						特 徴 等 (形状・模様・品質等)									点数
権 利 放 棄 の 申 告		上記物件に関する一切の権利・報労金を受ける権利・所有権を取得する権利を放棄します。 (上の文の不要の文字は横線で消してください。次の欄に署名してください。) 拾得者 氏名															
氏 名 等 告知の同意		西いぶり広域連合が遺失者に対して氏名及び住所を告知することに同意します。 (次の欄に署名してください。) 拾得者 氏名															
処 理 状 況	掲示期間		年 月 日から 年 月 日まで(終了時記入)														
	閲覧期間		年 月 日から 年 月 日まで(終了時記入)														
	遺失者 判明年月日		年 月 日				返還年月日				年 月 日						
	警察署長への 届出年月日		年 月 日				拾得者への遺失者の 氏名等の告知年月日 (遺失者の同意必要)				年 月 日						
	所有権の取得 年月日		年 月 日				物件の引取り 年月日				年 月 日						
	物件引取を 行わない理由		<input type="checkbox"/> 保管費用等の方が高額 <input type="checkbox"/> 不要物件で売却の見込みなし														
備 考		確認										所属長等		係長等		係	

備考 拾得者が、「権利放棄の申告」、「氏名等告知の同意」をした場合は、様式第6号による警察署長への拾得物件提出書の同様の欄にも署名を受けるものとする。
遺失者に拾得物件を返還するときは、様式第5号による受領書を徴する。

様式第2号（第3条関係）

拾得物件預り書

													施設処理番号				
物件 拾得施設		名 称															
		所在地															
取扱職員		所属 氏名															
物件の交付を受けた日時		年 月 日 午前・後 時 分															
拾 得		日 時 年 月 日 午前・後 時 分 ころ															
		場 所 (拾得の具体的な場所)															
物 件 品	現 金	総 額 (円)						紙 幣 (枚)				硬 貨 (枚)					現金のみ
		億	千	百	万	千	百	十	円	1万	5千	2千	1千	500	100	50	
	物 品 種 類		特 徴 等 (形 状 ・ 模 様 ・ 品 質 等)									点 数					
上記の物件の交付を受けました。																	
年 月 日																	
拾得者 住所 氏名 様																	
西いぶり広域連合 広域連合長 氏 名 ⑧																	
注 1 原則として、当施設内において、上記物件が拾得された旨の掲示又は閲覧を行い、遺失者が判明したときは、遺失者に返還いたします。																	
2 遺失者に返還する場合において、あなたが、氏名及び住所を告知することに同意している場合は、遺失者にあなたの連絡先を教えます。また、遺失者が、あなたに氏名等の連絡先を告知することに同意した場合は、あなたに遺失者の連絡先を告知します。																	
3 遺失者が判明しないときは、拾得の日から1週間以内に物件を警察に提出します。																	
4 物件を警察に提出し、警察において公告を行った後3ヶ月を経過しても遺失者が判明しないとき、又は遺失者が物件についての権利を放棄したときは、あなたが所有権を取得します。ただし、法令により所持が禁止されているもの、携帯電話やカード等の個人情報記録されているものは、所有権を取得することができません。																	
5 あなたが所有権を取得したとき、又は警察が物件を遺失者に返還したときは、警察から物件の引取期間等について通知文書が送付されます。																	

備考 この受取書は、拾得者が拾得物件に関する一切の権利を放棄しなかったとき、及び放棄しても交付を希望するときに交付する。

落とし物のお知らせ

下記の落とし物（拾得物件）にお心当たりの方は、
（拾得物件担当部署を記載）までお申し出ください。

年 月 日

記

- 1 落とし物（拾得物件）の種類及び特徴
- 2 拾得の日時
- 3 拾得の場所

拾得物件一覧簿

物件 拾得施設名				
記載日	物件の種類及び特徴	拾得日時	拾得場所	備考
月 日		月 日 時 分		
月 日		月 日 時 分		
月 日		月 日 時 分		
月 日		月 日 時 分		
月 日		月 日 時 分		
月 日		月 日 時 分		
月 日		月 日 時 分		
月 日		月 日 時 分		

備考 備考欄には、拾得物件を、遺失者に返還した場合、警察署長に提出した場合に、その旨及びその年月日その他必要な事項を記載すること。

様式第5号（第5条関係）

受領書

		施設処理番号		
物件 拾得施設		名称		
		所在地		
取扱職員		所属 氏名		
物 件	現金	円		
	物 品	物 品 種 類	特徴等（形状・模様・品質等）	点数
<p>上記の物件を受領しました。</p> <p>年 月 日</p> <p>（あて先）西いぶり広域連合長</p> <p>住所又は所在地</p> <p>氏名又は名称 ⑩</p> <p>電話番号その他の連絡先</p> <p style="text-align: right;">※氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができます。</p>				
氏 名 等 告知の同意	西いぶり広域連合が拾得者に対して氏名又は名称及び住所又は所在地等を告知することに同意します。 （次の欄に署名してください。） <p style="text-align: right;">遺失者 氏名 _____</p>			
<p>※遺失者への説明事項（必ず説明する。）</p> <p>1 上記同意欄に同意いただいたときは、拾得者に、あなたの氏名等の連絡先を告知します。</p> <p>2 あなたは、拾得者に報労金を支払う義務があります。（遺失物法第28条第1項）</p>				

備考 氏名等告知の同意欄は、拾得者が氏名等告知に同意している場合のみ署名を求める。

氏名等の告知に同意が得られない場合は、警察署の指導を受け、その指導により物件を警察に提出することがある。（同意が得られない場合は、拾得者に遺失者の氏名等の連絡先を通知できないため、拾得者の権利を守ることが必要となる。）

拾得物件提出書

文書番号
年 月 日

室蘭警察署長 様

西いぶり広域連合長 氏 名 印

遺失物法第4条第1項又は第13条第1項の規定により、拾得物件を提出します。

物件 拾得施設		所在地 名 称																	
物件の交付を 受けた日時		年 月 日 午前・後 時 分																	
拾 得		日時 年 月 日 午前・後 時 分 ころ																	
		場所 (拾得の具体的な場所)																	
拾得者 ※職員の場合は 職員と記載		住所																	
		ふりがな												連絡先 (電話番号等)					
		氏 名																	
施設占有者		所在地 室蘭市石川町2番地2																	
		名 称 西いぶり広域連合																	
		担当部署				担当者氏名				電話番号									
物 件	現 金	総 額 (円)						紙 幣 (枚)				硬 貨 (枚)					現金のみ		
		億	千	百	万	千	百	十	円	1万	5千	2千	1千	500	100	50		5	1
	物 品	物 品 種 類						特 徴 等 (形状・模様・品質等)										点数	
拾 得 者 の 権 利 放 棄 の 申 告		上記物件に関する一切の権利・報労金を受ける権利・所有権を取得する権利を放棄します。 (上の文の不要の文字は横線で消してください。次の欄に署名してください。) 拾得者 氏名																	
拾 得 者 等 氏 名 告 知 の 同 意		警察署長が遺失者に対して氏名及び住所を告知することに同意します。 (次の欄に署名してください。) 拾得者 氏名																	
費用請求権等 の有無 同意の有無		拾得者		物件に関する権利 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無								施設 占有者		所有権を取得する権利のみ有する。 所在地、名称等の告知に同意する。					
				氏名等告知の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無															

拾得物件提出書

文書番号

年 月 日

室蘭警察署長 様

西いぶり広域連合長 氏 名 印

遺失物法第4条第1項又は第13条第1項の規定により、拾得物件を提出します。

拾得施設	所在地	名称	
施設占有者	所在地 室蘭市石川町22番地2	名称 西いぶり広域連合	
	担当部署	担当者氏名	電話番号
施設占有者の費用請求権等の有無	物件に関する権利 氏名等告知の同意	<input checked="" type="checkbox"/> 有 所有権を取得する権利のみ有する。 <input checked="" type="checkbox"/> 有 所在地、名称、連絡先の告知に同意する。	
物 件		拾得者（職員の場合は「職員」とのみ記載）	
種類及び特徴	拾得日時場所・交付日時	住所・氏名・連絡先	費用請求権等の有無
<input type="checkbox"/> 現金 円 ※内訳 <input type="checkbox"/> 他の物件	・物件の拾得日時 年 月 日 時 分 ころ ・拾得場所 ・物件の交付日時 年 月 日 時 分	住所 ふりがな 氏名 連絡先 （電話番号等）	物件に関する権利 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※物権に関する次の権利を放棄する。（不要な文字を削除） 一切・報労金・所有権 署名 _____ 氏名等告知の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※警察署長が遺失者に氏名等を告知することに同意する。 署名 _____
	<input type="checkbox"/> 現金 円 ※内訳 <input type="checkbox"/> 他の物件	・物件の拾得日時 年 月 日 時 分 ころ ・拾得場所 ・物件の交付日時 年 月 日 時 分	住所 ふりがな 氏名 連絡先 （電話番号等）
<input type="checkbox"/> 現金 円 ※内訳 <input type="checkbox"/> 他の物件	・物件の拾得日時 年 月 日 時 分 ころ ・拾得場所 ・物件の交付日時 年 月 日 時 分	住所 ふりがな 氏名 連絡先 （電話番号等）	物件に関する権利 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※物権に関する次の権利を放棄する。（不要な文字を削除） 一切・報労金・所有権 署名 _____ 氏名等告知の同意 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ※警察署長が遺失者に氏名等を告知することに同意する。 署名 _____

注 拾得者から署名を受ける際は、既に記載されている部分を覆い、見えないように注意する。